

第40期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日） 午前10時

開催場所

名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

VTホールディングス株式会社

証券コード7593

株主総会終了後にお配りしていた粗品
は、一昨年より取り止めさせていただ
いております。
何卒ご理解いただきますようお願い申
しあげます。

目次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	30
第2号議案 取締役8名選任の件	32
第3号議案 監査役1名選任の件	36
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	37

証券コード 7593
2022年6月10日

株主各位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
V Tホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 一穂

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会終了後にお配りしていた粗品は、一昨年より取り止めさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第40期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第40期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

(2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには議案に対する賛否を入力してください。

以上

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては事前に招集通知にお目通しいたきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、会社の体制及び方針、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（郵便局）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封
見本
封筒

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第3号議案・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

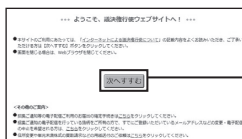
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

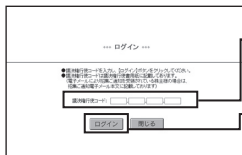
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

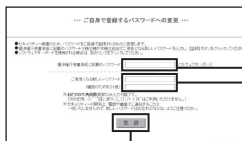
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売台数は昨年度後半から第1四半期連結会計期間までは回復基調が継続していましたが、第2四半期連結会計期間以降は半導体や部品不足等による自動車メーカーの生産遅延や減産等の影響を受けたことにより前年割れが続き、当連結会計年度では前期比90.5%となりました。

そのような環境の下、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当連結会計年度における国内販売の状況は、ホンダ系、日産系ともにメーカーの生産停滞による影響を受けつつも拡販に注力し、新型車を中心に販売が堅調に推移いたしました。また、海外におきましては、欧州の子会社がロックダウン等の措置の影響を受けていましたが、解除による反動増の動きも見られました。その結果、当社グループの新車、中古車を合わせた自動車販売台数は前期に比べ5,435台増加し93,073台（前期比106.2%）となりました。

住宅関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることなく、受注、引き渡しは好調に推移いたしました。

また、保有する持分法適用会社株式の一部を第1四半期連結会計期間に売却したことに伴い、その他の営業外損益を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、連結売上収益は2,379億30百万円（前期比119.2%）、営業利益は101億92百万円（前期比132.1%）、税引前利益は179億59百万円（前期比229.5%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は116億78百万円（前期比247.9%）となりました。

(2) セグメントの業績概況

[自動車販売関連事業]

新車部門では、国内におけるホンダ車の販売台数は7,415台（前期比121.1%）、日産車の販売台数は16,840台（前期比96.6%）となり、海外を含む当社グループ全体の新車販売台数は45,050台（前期比108.9%）と前年を上回り、増収増益となりました。

中古車部門では、前期は荷動きが停滞していた輸出台数が7,291台（前期比125.1%）と回復し、国内・海外における中古車販売台数も海外を中心に大きく増加したことから、当社グループ全体の中古車販売台数は48,023台（前期比103.8%）と前年を上回り、また、中古車市況が好調に推移したことも重なり増収増益となりました。

サービス部門では、点検・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、特に欧州の子会社の一時的な店舗閉鎖の解除も寄与し、増収増益となりました。

レンタカー部門では、外出自粛等の影響が緩和したことや、新車の納期遅れによる代車需要に支えられ、増収増益となりました。

以上の結果、自動車販売関連事業の売上収益は2,217億72百万円（前期比118.8%）、営業利益は80億66百万円（前期比164.6%）となりました。

[住宅関連事業]

分譲マンション事業では、分譲エリアを拡大し新しい顧客層を開拓することで受注・引き渡し共に堅調に推移しており、当連結会計年度は新たに7棟219戸の新築マンションを分譲し、完成在庫をあわせ174戸（前期は168戸）を成約し、167戸（前期は179戸）を引き渡しました。

注文建築・戸建分譲事業では、前第2四半期連結会計期間末に連結子会社化した首都圏の戸建分譲事業が順調に推移し同事業の業容拡大に貢献いたしました。また、自動車ディーラーをはじめとする商業施設等の注文建築についても引き続き安定した受注を獲得することが出来ました。

以上の結果、住宅関連事業の売上収益は160億16百万円（前期比126.5%）、前年のM&Aに伴うその他の営業利益が本期は無いこともあり営業利益は14億33百万円（前期比66.0%）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額は91億64百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における代車等の取得（27億71百万円）、レンタカー車両の取得（26億55百万円）、店舗の新築及び改修（15億48百万円）等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。

(5) 重要な組織再編等の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月1日にイギリスの自動車メーカー CATERHAM CARS GROUP LIMITEDの全株式を取得し、同社及びその子会社2社を連結子会社化いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aにより事業規模を拡大することを主要な経営戦略としており、そのための経営基盤強化策として、以下の課題に重点的に取り組んでおります。

① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内の新車販売が長期的に減少傾向であることから、当社グループの自動車ディーラー各社は、基盤収益である中古車部門、サービス部門の収益性を高めることで、新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質の実現を目指しております。

また、中古車輸出における販売地域の拡大と商品付加価値の向上、レンタカー部門における直営・フランチャイズ両面によるレンタカー店舗網の全国展開により、グループとしての基盤収益のさらなる向上を目指しております。

② 財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が不可欠と認識しており、これまでも、2007年3月の第三者割当増資、2009年8月の新株予約権付社債の発行、2012年11月の新株予約権の発行等、自己資本の充実を図り、M&A資金の確保と自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、既存事業の営業キャッシュ・フローの向上に注力しつつ、負債の削減にも取り組む等、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進し、資本市場での資金調達も含め、財務体質の強化に努めてまいります。

③ リスク管理体制の強化

当社グループでは、大規模な自然災害や事故、パンデミック等、不確実性のある事象の経営に対する影響を的確に管理し対応するために、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

とりわけ、世界的な流行を見せている新型コロナウイルス感染症への対応としましては、販売店舗において従業員のマスク着用、店内設備・試乗車へのアルコール消毒等を徹底するなど、顧客及び従業員の感染防止対策を講じており、また、従業員の勤務形態としてテレワークや時差出勤を適宜導入し、Web会議を活用するなど、感染リスクの低減に努めております。

④ コーポレートガバナンスの強化

当社は、上記施策を適切に推進し、長期的な企業価値の向上につなげるため、独立役員、社外取締役の選任等により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

引き続き、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実、及び法令順守の徹底に努めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

日本基準

項目	期別	第 37 期 (2019年3月期)	第 38 期 (2020年3月期)	第 39 期 (2021年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高(百万円)		218,634	—	—	—
経常利益(百万円)		6,385	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		2,674	—	—	—
1株当たり当期純利益(円)		22.79	—	—	—
総資産(百万円)		133,680	—	—	—
純資産(百万円)		40,942	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

国際会計基準 (IFRS)

項目	期別	第 37 期 (2019年3月期)	第 38 期 (2020年3月期)	第 39 期 (2021年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上収益(百万円)		218,848	207,468	199,535	237,930
税引前利益(百万円)		6,630	4,611	7,826	17,959
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)		3,767	2,079	4,711	11,678
基本的1株当たり当期利益 (円)		32.10	17.72	40.61	101.01
総資産(百万円)		141,478	167,912	174,011	188,049
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)		40,044	36,882	40,195	51,342

(注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 第38期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）を適用して連結計算書類を作成しております。
また、ご参考までに第37期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ホンダカーズ東海	90 百万円	100.00 %	自動車の販売・修理
長野日産自動車(株)	38 百万円	100.00	自動車の販売・修理
静岡日産自動車(株)	80 百万円	100.00	自動車の販売・修理
三河日産自動車(株)	30 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株) 日産サテオ埼玉	40 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株) 日産サテオ奈良	90 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株) モトーレン静岡	90 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株) モトーレン三河	10 百万円	100.00	自動車の販売・修理
エフエルシー(株)	40 百万円	100.00	自動車の販売・修理
光洋自動車(株)	30 百万円	100.00	自動車の販売・修理
CCR MOTOR CO.,LTD.	28,253 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	千ポンド 1,615	100.00	自動車の販売・修理
CATERHAM CARS GROUP LIMITED	千ポンド 28,974	100.00	持株会社
MASTER AUTOMOCION, S.L.	千ユーロ 23,947	75.00	持株会社
(株) トラスト	百万円 1,349	79.01	自動車の輸出
J-net レンタリース (株)	百万円 60	99.45 (54.20)	自動車賃貸
AMG ホールディングス (株)	百万円 1,168	42.36	持株会社
(株) エムジーホーム	百万円 100	100.00 (100.00)	分譲マンションの企画・販売
(株) アーキッシュギャラリー	百万円 170	100.00 (100.00)	注文住宅・商業施設の建築請負
(子会社 他 33社)			

- (注) 1. 上記議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 当社グループの事業拡大を進めるため、2021年4月1日にイギリスの自動車メーカー CATERHAM CARS GROUP LIMITEDの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

② 企業結合の成果

連結子会社は52社あり、持分法適用会社は3社あります。当連結会計年度の売上収益は2,379億30百万円（前期比119.2%）、営業利益は101億92百万円（前期比132.1%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は116億78百万円（前期比247.9%）となりました。

(9) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
自動車販売 関連事業	ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業及び自動車の輸出事業等を行っております。 以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門の各部門で構成されております。
住宅関連事業	マンション及び戸建分譲住宅等の販売、注文住宅・商業施設の建築請負等を行っております。

(10) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県名古屋市
-----	---------

② 主要子会社の事業所

(株) ホ ン ダ カ ー ズ 東 海	愛知県名古屋市
長 野 日 産 自 動 車 (株)	長野県長野市
静 岡 日 産 自 動 車 (株)	静岡県静岡市
三 河 日 産 自 動 車 (株)	愛知県安城市
(株) 日 産 サ テ ィ オ 埼 玉	埼玉県さいたま市
(株) 日 産 サ テ ィ オ 奈 良	奈良県大和郡山市
(株) モ ト ー レ ン 静 岡	静岡県静岡市
(株) モ ト ー レ ン 三 河	愛知県岡崎市
エ フ エ ル シ ー (株)	愛知県清須市
光 洋 自 動 車 (株)	北海道北見市
C C R M O T O R C O . L T D .	イギリス グロスター市
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	イギリス ブリストル市
CATERHAM CARS GROUP LIMITED	イギリス ダートフォード市
MASTER AUTOMOCION, S.L.	スペインバルセロナ市
(株) ト ラ ス ト	愛知県名古屋市
J - n e t レ ン タ リ ー ス (株)	愛知県名古屋市
A M G ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	愛知県名古屋市
(株) エ ム ジ ー ホ ー ム	愛知県名古屋市
(株) ア ー キ ッ シ ュ ギ ャ ラ リ ー	愛知県名古屋市

(11) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
自動車販売関連事業	3,568名	41名増
住宅関連事業	191名	75名増
その他	27名	3名増
合計	3,786名	119名増

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員727名は含んでおりません。
2. 住宅関連事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて75名増加したのは、2021年11月30日付で株式会社高垣組を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
27名	3名増	43.1歳	7.3年

- (注) 上記従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(12) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	9,520百万円
(株) 静岡銀行	5,658
(株) りそな銀行	4,350
(株) 横浜銀行	3,092
農林中央金庫	2,607
Mizuho Bank Europe N.V.	2,188
(株) 滋賀銀行	1,827
(株) 広島銀行	1,799
(株) 第四北越銀行	1,459
(株) 百十四銀行	1,408

- (注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(13) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 169,800,000株
- (2) **発行済株式の総数** 115,987,670株 (自己株式3,393,364株を除く。)
- (3) **株主数** 33,561名
- (4) **大株主の状況 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) エ ス ア ン ド ア イ	15,423 千株	13.29 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	12,137	10.46
三井住友海上火災保険(株)	7,662	6.60
損害保険ジャパン(株)	4,000	3.44
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,702	3.19
東京海上日動火災保険(株)	3,702	3.19
高 橋 一 穂	3,577	3.08
高 橋 淳 子	3,248	2.80
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	3,144	2.71
高 橋 倫 二	2,002	1.72

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,393千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 一穂	代表取締役社長	
伊藤 誠英	専務取締役	経営戦略本部長
山内 一郎	常務取締役	管理部長
堀 直樹	取締役	(株)ヤマシナ 代表取締役社長
中嶋 勉	取締役	(株)ホンダカーズ東海 取締役副社長
朝熊 康則	取締役	
山田 尚武	取締役	弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表
村瀬 桃子	取締役	ひのき総合法律事務所 パートナー弁護士
安藤 仁一	常勤監査役	
加藤 方久	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	北辰税理士法人 代表
鹿倉 祐一	監査役	鹿倉法律事務所 代表

(注) 1. 上記重要な兼職のほか、当社役員による他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりであります。

- ・取締役伊藤誠英 (株)トラスト 取締役、AMGホールディングス(株) 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)、(株)ハウスフリーダム 社外監査役
 - ・取締役山内一郎 AMGホールディングス(株) 取締役 (監査等委員)、(株)ヤマシナ 社外取締役 (監査等委員)
 - ・取締役山田尚武 丸八証券(株) 社外取締役
 - ・取締役村瀬桃子 (株)コメ兵ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
 - ・監査役柴田和範 サン電子(株) 社外取締役 (監査等委員)
2. 取締役朝熊康則、山田尚武、村瀬桃子の各氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は取締役朝熊康則、山田尚武、村瀬桃子、監査役加藤方久、柴田和範、鹿倉祐一の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役及び監査役。

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

③ 当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としているほか、填補する額について限度額を定めるとともに、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金、非金銭報酬としてのストック・オプション（社外取締役を除く）で構成する。

イ 基本報酬及び役員退職慰労金の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、職務に対する評価、中長期的な経済情勢等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

役員退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給するものとする。

取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定する。

取締役の個人別の役員退職慰労金の額については、取締役会で決議された役員退職慰労金規程に基づき決定する。

ウ 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の非金銭報酬等は、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることを目的としてストック・オプションを採用するものとする。

取締役の個人別のストック・オプションの発行時期及び内容については、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において決議された年額90百万円を限度額として、取締役会で決定する。

エ 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、非金銭報酬等の割合は役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役	331	256	75	—	8
(うち社外取締役)	(15)	(14)	(2)	(—)	(3)
監査役	21	20	2	—	4
(うち社外監査役)	(13)	(12)	(1)	(—)	(3)
合計	352	275	77	—	12
(うち社外役員)	(28)	(25)	(3)	(—)	(6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額90百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年1月20日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高橋一穂に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社等から役員として受けた報酬等の総額は、2百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役山田尚武氏は、弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表であります。当社と同弁護士法人との間には委任契約がありましたが、2021年10月末で終了しております。なお、同委任契約において、当社からの支払額は、同弁護士法人の規模に比して少額であり、かつ同氏は当社の案件には一切関与しておらず、特別の利害を生じさせる重要性はありませんでした。
- ・ 取締役村瀬桃子氏は、ひのき綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役柴田和範氏は、北辰税理士法人の代表であります。当社と同税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鹿倉祐一氏は、鹿倉法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	朝熊康則	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる取締役としての豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、特にM&A案件の協議等においては、社外の独立した立場から、適宜必要な助言をいただきました。
取締役	山田尚武	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、特に外部のステークホルダーの立場に立った発言や中長期的な企業価値の向上に資する助言をいただきました。
取締役	村瀬桃子	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、特に女性の視点から適宜必要な助言をいただきました。
監査役	加藤方久	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	柴田和範	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鹿倉祐一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人東海会計社

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている会社があります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	11,844	社債及び借入金	28,274
営業債権及びその他の債権	19,694	営業債務及びその他の債務	35,577
その他の金融資産	87	その他の金融負債	6,485
棚卸資産	37,543	未払法人所得税等	2,479
その他の流動資産	4,579	契約負債	12,103
流動資産合計	73,748	その他の流動負債	3,294
非 流 動 資 産		流動負債合計	88,212
有形固定資産	68,250	非 流 動 負 債	
のれん	13,513	社債及び借入金	18,027
無形資産	1,088	その他の金融負債	18,258
投資不動産	6,448	引当金	585
持分法で会計処理されている投資	4,277	繰延税金負債	3,997
その他の金融資産	19,479	その他の非流動負債	2,035
繰延税金資産	1,146	非流動負債合計	42,903
その他の非流動資産	100	負 債 合 計	131,115
非流動資産合計	114,301	資 本	
資 産 合 計	188,049	資本金	4,297
		資本剰余金	2,975
		自己株式	△866
		その他の資本の構成要素	1,539
		利益剰余金	43,397
		親会社の所有者に帰属する持分合計	51,342
		非支配持分	5,592
		資 本 合 計	56,934
		負債及び資本合計	188,049

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	237,930
売 上 原 価	198,039
売 上 総 利 益	39,891
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,929
そ の 他 の 収 益	584
そ の 他 の 費 用	354
営 業 利 益	10,192
金 融 収 益	458
金 融 費 用	730
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	223
そ の 他 の 営 業 外 損 益	7,817
税 引 前 利 益	17,959
法 人 所 得 税 費 用	5,537
当 期 利 益	12,422
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	11,678
非 支 配 持 分	744
当 期 利 益	12,422

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,832	流 動 負 債	19,793
現金及び預金	1,664	短期借入金	14,071
前渡金	8	一年以内返済予定の長期借入金	4,587
前払費用	26	リース債務	5
短期貸付金	5,343	未払税金等	45
未収入金	781	未払法人税等	860
その他	8	未払費用	129
固 定 資 産	46,308	未払消費税等	35
有 形 固 定 資 産	1,273	契約負債	19
建物	696	預り金	24
土地	554	賞与引当金	13
リース資産	5	その他	0
その他	16	固 定 負 債	15,670
無 形 固 定 資 産	19	長期借入金	12,008
ソフトウェア	19	繰延税金負債	2,609
その他	0	役員退職慰労引当金	890
投資その他の資産	45,015	資産除去債務	68
投資有価証券	12,683	その他	91
関係会社株式	31,166	負 債 合 計	35,463
長期貸付金	1,113	純 資 産 の 部	
従業員長期貸付金	2	株 主 資 本	12,360
長期前払費用	235	資本金	4,297
差入保証金	112	資本剰余金	2,990
破産更生債権等	414	資本準備金	1,925
その他	84	その他資本剰余金	1,065
貸倒引当金	△798	利 益 剰 余 金	5,938
資 産 合 計	54,141	利益準備金	254
		その他利益剰余金	5,683
		繰越利益剰余金	5,683
		自 己 株 式	△865
		評価・換算差額等	6,184
		その他有価証券評価差額金	6,184
		新 株 予 約 権	132
		純 資 産 合 計	18,677
		負 債 純 資 産 合 計	54,141

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,825
売上原価		151
売上総利益		3,674
販売費及び一般管理費		1,143
営業利益		2,530
営業外収益		
受取利息配当金	248	
受取保証料	17	
為替差益	74	
受取補償金	45	
その他	2	389
営業外費用		
支払利息	75	
その他	0	76
経常利益		2,843
特別利益		
投資有価証券売却益	1,448	
新株予約権戻入益	1	1,450
特別損失		
減損損失	2	
その他	1	3
税引前当期純利益		4,290
法人税、住民税及び事業税	709	
法人税等調整額	58	768
当期純利益		3,521

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大 国 光 大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月8日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付及び停止要請条項付第6回新株予約権の発行を決議し、2022年4月26日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大 国 光 大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 阿 知 波 智 大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月8日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付及び停止要請条項付第6回新株予約権の発行を決議し、2022年4月26日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が

監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

V Tホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 安藤 仁 一 ㊟
常勤監査役 加藤 方久 ㊟
監査役 柴田 和範 ㊟
監査役 鹿倉 祐一 ㊟

(注) 監査役加藤方久、柴田和範及び鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	たか かし かつ ほ 高橋 一穂 (1953年1月18日)	1983年 3月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2003年 4月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）代表 取締役社長 2006年 4月 エルシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2015年 6月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役社長（現任） 2017年 5月 पीシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2017年 5月 (株)モトーレン静岡 代表取締役社長 2019年 8月 (株)モトーレン三河 代表取締役社長	3,577,800株
[選任理由] 当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。その経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	い とう まさ ひで 伊藤 誠英 (1960年9月27日)	1996年10月 当社入社 1997年 4月 当社総務部長 1998年 6月 当社取締役総務部長 1999年 6月 当社常務取締役関連会社担当兼総務部長 2003年 4月 当社常務取締役経営戦略本部長 2005年 7月 E-エスコ(株)（現・(株)MIRAIZ）代表取締役社長（現任） 2007年 4月 (株)トラスト 代表取締役社長 2008年 6月 当社専務取締役経営戦略本部長 2011年 6月 (株)アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任） 2013年 8月 エスシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2014年 6月 当社専務取締役経営戦略本部長 兼 コンプライアンス推進部長 2014年10月 当社専務取締役経営戦略本部長（現任） 2015年 6月 पीシーアイ(株) 代表取締役社長 2016年 6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役会長（現任） 2019年 8月 光洋自動車(株) 代表取締役社長（現任）	1,420,050株
[選任理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略の実現に尽力しております。その優れた経営能力から、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	やま うち いち ろう 山内 一郎 (1959年6月27日)	1999年1月 当社入社 経理部長 2003年4月 当社管理部長 2003年6月 当社取締役管理部長 2006年6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役社長 2007年6月 当社取締役管理部長 2008年6月 当社常務取締役管理本部長 2014年10月 当社常務取締役管理部長(現任)	446,900株
[選任理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その高い専門性と識見、幅広い経験は、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略を実現するうえで、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	ほり なお き 堀 直樹 (1964年3月30日)	1996年7月 当社入社 2000年10月 当社住宅事業部長 2003年4月 当社新規事業部長 2004年8月 (株)ホンダベルノ東海(現・(株)ホンダカーズ東海) 代表取締役社長 2006年6月 当社取締役管理部長 2006年8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長 2006年10月 当社取締役コンプライアンス推進部長 2007年6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤマシナ 代表取締役社長	199,000株
[選任理由] 当社において管理部門、新規事業部門を歴任し、またグループ会社の経営者としても豊富な経験と実績を有しております。現在は、持分法適用関連会社である上場会社の経営者として経営改革に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			
5	なか しま つとむ 中嶋 勉 (1965年12月8日)	1989年12月 (株)ホンダベルノ東海(現・(株)ホンダカーズ東海) 入社 2014年4月 当社入社 2014年4月 (株)日産サティオ奈良 代表取締役社長 2015年6月 (株)ホンダカーズ東海 取締役副社長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	26,600株
[選任理由] 当社及びグループ会社において、自動車販売関連事業の領域における豊富な経験と見識を有しており、子会社の経営者としても、高いマネジメント力を発揮していることから、当社の経営への更なる貢献を期待して引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	やま だ ひさ たけ 山 田 尚 武 (1964年8月1日)	1992年 4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会） 弁護士登録 1992年 4月 小山齊法律事務所 入所 1996年 4月 しょうぶ法律事務所 開設 代表就任 2008年 4月 静岡大学法科大学院 教授 2009年 9月 公益社団法人日本サードセクター経営者協会 監事 （現任） 2012年 4月 愛知県弁護士会 副会長 2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立 代表就任（現任） 2015年 6月 当社社外取締役（現任） 2017年 9月 リーガルAI(株) 代表取締役（現任） 2020年 6月 丸八証券(株) 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表	一株
[社外取締役選任理由及び期待される役割の概要] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、取締役会、投資委員会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な提言や発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。			
7	むら せ もも こ 村 瀬 桃 子 (1966年4月12日)	1996年 4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会） 弁護士登録 1996年 4月 齋藤勉法律事務所（現・本町シティ法律事務所）入所 2004年 4月 村瀬・矢崎総合法律事務所（現・ひのき総合法律事務所）に移籍（現任） 2013年 4月 中部弁護士会連合会 理事 2015年 4月 愛知県弁護士会 副会長 2019年 9月 笹徳印刷(株) 社外監査役（現任） 2020年 6月 (株)コメ兵 社外取締役 2021年 4月 日本弁護士連合会 理事 2021年 6月 (株)コメ兵ホールディングス 社外取締役 [監査等委員]（現任） 2021年 6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ひのき総合法律事務所 パートナー弁護士	一株
[社外取締役選任理由及び期待される役割の概要] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に貢献いただいております。また、取締役会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な提言や発言が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
8	しん じょう み き 新城美樹 (1962年11月21日)	1989年 9月 デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 ロサンゼルスオフィス 監査部 監査マネジャー 1997年 6月 日本コカ・コーラ(株) 管理本部マーケティングフィナンサーディレクター 2003年 5月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 取締役 管理本部 本部長 2010年 9月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株) 非常勤 監査役 2010年 9月 サノフィ(株) 常務執行役員 財務・管理本部 本部長 2016年 1月 ワーナーブラザーズ ジャパン(合) バイスプレジデント 上席執行役員 最高財務責任者	5,000株
[社外取締役選任理由及び期待される役割の概要] 主に外資系の事業会社の管理部門における長年のキャリアにおいて、CFOとしての財務・会計に関する豊富な経験に加え、国際感覚をともなった幅広い知識を有しており、当該知見を活かして特に財務会計の側面から、取締役の職務の執行に対する適切な監督、助言をいただけるものと判断して、社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 当社（1983年3月22日設立、実質上の存続会社）は、株式額面を変更するため、1997年4月に(株)ホンダオートセールス（1978年4月11日設立、形式上（登記上）の存続会社）と合併いたしました。上記は、実質上の存続会社を当社として記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山田尚武氏、村瀬桃子氏及び新城美樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者山田尚武氏、村瀬桃子氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって山田尚武氏が7年、村瀬桃子氏が1年であります。
5. 社外取締役候補者山田尚武氏が代表を務める弁護士法人しょうぶ法律事務所と当社の間には、委任契約がありましたが、2021年10月末で終了しております。なお、同委任契約において、当社から同弁護士法人への支払額は、同弁護士法人の規模に比して少額であり、当社が定める社外役員の独立性判断基準（37ページの〈ご参考〉を参照ください。）における取引基準額を下回っており、かつ同氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、特別の利害を生じさせる重要性はありませんでした。
6. 当社は、山田尚武氏、村瀬桃子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、新城美樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
8. 当社は、山田尚武氏、村瀬桃子氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東

京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。なお、山田尚武氏、村瀬桃子氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

また、新城美樹氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

9. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加藤方久氏は、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
かとう まさひさ 加藤方久 (1953年12月24日)	1972年4月 中央信託銀行(株) (現・三井住友信託銀行(株)) 入社 2003年4月 同社 名古屋証券代行部 専任部長 2012年4月 同社 名古屋証券代行営業部 法務担当部長 2018年6月 当社社外監査役 (現任)	900株
[社外監査役候補者とした理由] 直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年、会社法や株式事務の分野において、上場会社に対して指導的な役割を果たされたキャリアを持ち、近年重要視されるコーポレートガバナンスに係る対応にも精通していることから、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤方久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者加藤方久氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、4年であります。
4. 当社は、加藤方久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。加藤方久氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、加藤方久氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役朝熊康則氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
あさくま やすのり 朝熊康則	2014年6月 当社社外取締役（現任）

〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社及び子会社の業務執行者又は出身者でないこと。また本人の近親者等が、過去5年間に於いて当社及び子会社の業務執行者でないこと。
ただし、「近親者等」とは、本人の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族（同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁含む）」、及び「3親等内の姻族」）をいう。
2. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 事業年度末において、当社の議決権を10%以上保持する大株主の業務執行者。
 - (2) 当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者、又はその年間取引金額が相手方の連結売上収益の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者。
 - (3) 当社及び子会社の主要な借入先（当社及びグループ会社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者。
 - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - (5) 当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭等を得ている者。当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超え、かつ1千万円を超える金銭等を得ている者。
 - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - (7) 当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。

以上

〈参考〉第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

取締役

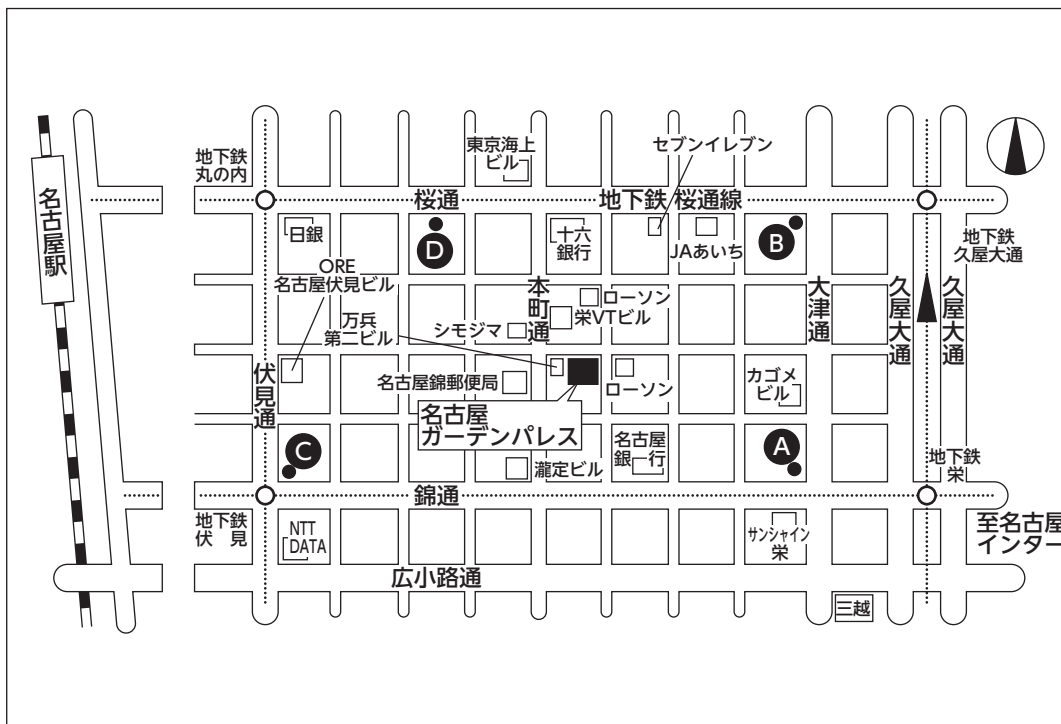
氏名	高橋一穂	伊藤誠英	山内一郎	堀直樹	中嶋勉	山田尚武	村瀬桃子	新城美樹
年齢	69	61	63	58	56	57	56	59
性別	男	男	男	男	男	男	女	女
就任年数	39	24	19	16	1	7	1	0
独立役員						●	●	●
経営管理	●	●	●	●	●			●
グローバル	●	●						●
財務・会計			●					●
関連業界・事業	●	●	●	●	●			
事業投資	●	●	●	●	●			
法務・リスクマネジメント		●				●	●	
コーポレートガバナンス	●		●	●		●	●	
CSR(SDGs・ESG)	●		●			●	●	●

監査役

氏名	安藤仁一	加藤方久	柴田和範	鹿倉祐一
年齢	59	68	66	55
性別	男	男	男	男
就任年数	2	4	20	15
独立役員		●	●	●
経営管理				
グローバル				
財務・会計			●	
関連業界・事業	●			
事業投資	●		●	●
法務・リスクマネジメント	●	●		●
コーポレートガバナンス	●	●	●	●
CSR(SDGs・ESG)		●		

注 上記の年齢及び就任年数は、第40期定時株主総会開催日現在の年齢及び就任年数となります。

株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区錦三丁目11番13号
 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

交 通：①地下鉄（名城線・東山線）「栄」駅 1番出口から徒歩5分
 ②地下鉄（名城線・桜通線）「久屋大通」駅 4番出口から徒歩7分
 ③地下鉄（鶴舞線・東山線）「伏見」駅 1番出口から徒歩8分
 ④地下鉄（鶴舞線・桜通線）「丸の内」駅 5番出口から徒歩5分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

